

令和5年度 第1回 静岡市終活支援優良事業者認定基準策定委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年10月6日(金) 18時00分～20時00分
- 2 場 所 静岡市役所9階 特別会議室
- 3 出席者 海野委員、菅ヶ谷委員、坪川委員、戸谷委員、森野委員
- 4 傍聴者 0人
- 5 次 第 (1) 開会  
(2) 委嘱状の交付  
(3) 挨拶  
(4) 委員長及び職務代理者の選任  
(5) 議事  
静岡市終活支援優良事業者認証基準(案)の策定について  
(6) 閉会
- 6 会議内容
  - (1) 開会 開会宣言及び会議成立の報告
  - (2) 委嘱状の交付
  - (3) 挨拶 健康長寿推進監兼地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長 千須和 健一
  - (4) 委員長及び職務代理者の選任
    - ・委員任期(令和5年9月21日から令和6年3月31日)における最初の委員会となるため、静岡市終活支援優良事業者に関する認証基準の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則第6条第1項及び第5項の規定により、委員の互選により委員長の選任及び、委員長の指名により職務代理者の選任を行った。
    - ・森野委員の提案により、坪川委員が委員長に就任いただくことで、本人、その他の委員の了承をいただいた。
    - ・坪川委員長の指名により、海野委員に職務代理者に就任いただくことで、本人、その他委員の了承をいただいた。
  - (5) 議事

坪川委員長

基準案について、ご意見、ご質問があれば伺いたい。

戸谷委員

1 ページの 7 番について、「財務諸表を開示している状況がわかるものを提出する」とあるが、もっと具体的に言うべき。財政状態や収支がわかる資料、今期にかかる特記事項の有無、今後の業績の見込みなどの項目を作らなければ、比較ができない。

2 ページの 9 番について、「申請時の当座比率が 100%以上」とあるが、「当座比率＝当座資産÷当座負債」「当座資産＝金融預金＋売掛金＋有価証券－貸倒引当金」と書くべき。

坪川委員長

二つのご意見について、事務局の方から補足することはあるか。

事務局

一つ目については、対応したいと考えている。

二つ目については、注釈をつける等、改善していきたい。

戸谷委員

2 ページの 8 番について、「最近 3 年間の事業年度のうちの当期純利益が連続して赤字となる事業年度がない」とあるが、最近の 3 年間とはコロナ禍の時期に該当するため、赤字が出た会社があるかもしれない。特殊事情は考慮すべき。「ただし特殊な事情があれば、その事情に関連して何かを提出する」など書いた方がよい。

事務局

記載すべき具体的な内容を、委員の皆様に教えていただきたい。

坪川委員長

1 ページ目の財務状況を開示しているという基準の関係だが、これは開示していることが、基準として求められているのか、あるいは財務状況を端的に市に対して開示せよということを行っているのか。この確認内容の中身を見ると、後者と思われるので、財務状況がわかるものを端的に作成して、市に開示させることも一つの案として考えらるのではないか。

2 ページ目の 9 番だが、この要件をどういう目的で求めるのか。預託金がたくさん発生することが予測されるような事業者であり、その預託金は、「利用者からの預かり金については、利用者が死亡した場合には直ちに返還すべきことが想定されるものなので、常時、預かり金残高に対応した現預金を保有しておくことを求めるべきではないか。このような観点から、金融機関の残高証明を、定期的に、市に対して提出させるという基準を設けてはどうか。そういうところまで踏み込むとやり過ぎなのかどうなのかということも、一度考える価値はある。

菅ヶ谷委員

3 ページ目の契約の流れについて、4 番の重要事項の具体的な例が必要ではないか。

事務局

基準案の文章は、具体的な例が必要というがわかった。菅ヶ谷委員の重要事項に関するご意見にあるように、基準案は、事業者にとってわかりやすくする必要があり、その部分や記載の仕方について、委員の皆様から具体的にご指摘いただきたい。

森野委員

3 ページの 4 番について、「(2) 第三者が契約締結時に立ち会っている」とあるが、この第三者というのは家族がいない方で他人となると思うが、どのような方を想定しているのか。

事務局

第三者とは、契約者本人と事業者以外の人をいうと考えている。

参考資料 2 の 86 ページの b に、「病院や施設の関係者、ケアマネージャー、親族などの第三者が契約に立ち会うこと」、89 ページに、「法人格を分けているとはいえ、事業者が関与している体制でもあり、どこまで客観性を担保できるかという課題もあると考えられる。」と記載されている。

本市としては、病院や施設の関係者等に、本来業務とは別のとなる当該事業に係る契約に立ち会うことまで行ってもらうことは負担になると考えている。しかし、高齢者という、消費者の保護の必要な立場の方が利用する事業のため、契約締結時には第三者の立会いは必要と考える。

坪川委員長

参考資料 6 の我々の委員会が設置されている根拠規則の第 1 条に「事理を弁識する能力を有するときに、本人が行う医療、介護等を死後事務の準備に対する支援をいう。」という記載があるから、建前としては事理を弁識する能力があるという前提で考えざるを得ない。そのうえで、第三者の定義をより具体化・明確化できないか。また、第三者の関与態様について、より踏み込んだ要件を設けるべきではないかと感じる。

大項目 3「提供するサービス」とあるが、契約の手続きの成立や、契約の終了のところについて、最低限のルールを踏まえた形でのサービス提供を促すようなメッセージを、市として基準に込めてもよいのではないか。契約成立の場面の手続に関する基準と、契約そのものの内容に関する基準については現在の案を基本とし、委員会の中で、何か付加すべきものに気づいた場合にあらためて検討したい。

森野委員

実際、現場で高齢者と接していて感じるのだが、事業所によって設定している金額が違いすぎる。よくわからない名目で高額なお金を最初に納めていることがあり、不信感がある。高齢者は、すごく困っているときに入会するため、入ること前提で説明を受けてしまって詳しく金額について聞くことがない。わかりやすい料金設定がすっきりして望ましい。

菅ヶ谷委員

料金だけでなく、サービスをフルセットでまとめて月額を決めている事業者と、1回毎の料金設定をしている事業者など、事業者によって料金設定が様々である。わかりやすい金額表のようなものができるとうい。静岡市がどのようなものを求めているのか、事業者に示すのもいいのではないか。

坪川委員長

菅ヶ谷委員の意見について、金額にまで踏み込むものではないと思う。金額の妥当性はわからず、物価の上下もある。対価の適正なラインを公共団体が示すというのは、法的な意味で難しいかもしれない。自由市場の中で価格競争が働いて落ち着くべきところに落ち着いていくことが、日本の憲法秩序の中では望ましい。そこに目安になるような料金を設定してしまい結果としてその自由競争が阻害されてしまうというのは、あまり望ましいことではない。法律的な根拠があって基準案を作るわけではないため、公定価格的なことを示すのは難しいと思う。

優良事業者認定をした事業者に関しては市のホームページ等で名前を挙げて告知するという運用を想定しているという理解でよろしいか。

事務局

その通り。

坪川委員長

市のホームページに、事業者さんのホームページのURLに対するリンクや、料金表リンクを貼るとかいうことは、市のホームページの運用としてありうるのか。

事務局

直接リンクするようにはできない。

坪川委員長

優良事業者が複数あった場合に、利用者の目から見て、相互の料金比較がしやすくなるといようなことが起きてくると、その対価の適正さに関しても多少は競争原理が働いてい

くことが期待できるかもしれない。料金体系のわかりにくさや料金の高さに関して、何か利用者や、亡くなられた後の親族からクレームが出たようなケースについては、その中身を慎重に市としてもとりあげ、疑念が残る場合には、次のときの認証の判断の中で検討できるような基準にしておくというぐらいのことは、考えてもよいのではないか。

戸谷委員

その仕組みならば、不相当な業者は自動的に排除される。

坪川委員長

明らかにおかしい、と市の担当部局で判断したときに、今回は優良認定の認証は見送らせてもらう、というように使える基準を持っておくべきではないか。

海野委員

3 ページの 5 番について、小区分の寄付・遺贈の受け取りに係る取扱いがあるが、寄附・遺贈を求める業者は実際に多いのか。

事務局

市内に営業所を置く事業者から情報収集している。事業者の中には、契約時に利用者に寄附・遺贈の伺いを立てているところがある。一方で、透明性を図りたいから、絶対に寄附は受け取らない、という事業所もある。

海野委員

お年寄り、衰えてくると否定的なことは言わない傾向がある。流れの中で、寄附・遺贈の方向に話を持っていかれてしまうのは怖いと感じる。

坪川委員長

配布の参考資料 2 の 90 ページに、項目を設けて名古屋地裁の裁判例などにに基づき議論しており、利用者からの寄附・遺贈の方針として事業者が「受け取る」、あるいは「申し出があれば受け取る」が 7 割で、「受け取らない」が約 3 割というような調査結果もある。一般的には、遺贈を通じた生前の財産処分というのは、原則としてできるということにはなっているが、その方が自発的に望んでやったのかどうかというのは、疑念の残るケースもある。現行制度の中でも、例えば身寄りのない方について、死後事務委任契約上定まっている対価として料金を請求するというのは、相続財産法人を相手に、相続財産清算人等を選任して、払ってもらうなどすればよい。単なる寄附として、残ったものは全部ここに残したい、という事情がある場合も当然ありうる。そういったケースについては、民法の相続ルールの中では、相続人がいなければ、特別縁故者としてそれを受け取る形で申し立てをし、認められる

ケースもある。

優良かどうかという価値判断を示す上で、弁護士として一番気になるのは、目の前にいるこの方が今亡くなればこれだけの金額のお金が入ってくる、というような状況は非常に利益相反的なので、基本的にはそういう立場にその事業者と消費者は置かれてはいけないという点だ。

森野委員

寄附を受けていることを開示しているかどうかというと、開示していない事業者が多かったように思う。開示を求めるということはできないか。

坪川委員長

「寄附をもらうことがあるのであれば、それを開示していること」といった基準を設けるということか。

森野委員

今年度の寄附を公表することを求めるのは、難しいことか。

坪川委員長

公表というのは一般的に世間に向けてということか。

森野委員

優良になるにあたっては、さまざまな情報を開示するが、その中に寄附額を求めることはできないか。

坪川委員長

個人情報に関係で、誰から寄附を受けたかをオープンにするのはできないと思われるが、その点に気がつけば事業収入の中で、ある程度開示することはできるのではないか。

事務局

市で優良の基準を示すので、具体的にどうしてほしいというメッセージ性を込めた基準である必要がある。寄附の開示については、基準に盛り込むかどうかを検討する必要がある。

坪川委員長

事業者から提出と開示を受けた財務関係書類や報告書などを、利用者の便宜に資する目的で、市のホームページ等で開示するなどといった運用は想定しているか。

事務局

していない。

坪川委員長

そうであれば、その方向で議論を進めないといけないということになる。

寄附の件は、間接的にでも少し謙抑的な取り扱いを促すという形でいくのか。そういう報酬の受け取り方を、終活に関わる事業者としてやっている場合、市としてその事業者を優良だと言ってしまうかどうかというのが、かなり大きな分かれ道のような印象なので、今後引き続き議論していただきたい。

優良事業者として紹介した事業者が、非常に悪質なことをした、あるいは、思いがけず破綻してしまった等のときに、被害を被った利用者や家族から、市に対して不満が出ることは容易に想像される。場合によっては、紹介をするときに必要な**注意**を尽くしていなかったということであれば、国家賠償責任を問われるというような形で、訴訟になるリスクは必ずしも否定できない。必要な注意を尽くして事業者選定をしたというところは、市でも慎重にやっていただきたい。その審査にできるだけ役立つような基準案作りに、我々も力を注ぎたい。

大項目1の11番、12番。2ページの反社会的勢力の排除の関係。いわゆる反社対象の表現だが、基準の中身として、排除に関する誓約書がある、あるいは制約等の規定があるとなっているが、そもそも論として、反社会的勢力が関与していない、役員等に入っていないなどの基準がないと、誓約書の提出を基準とするだけだと、関与の事実などが判明してもはねられない。基準の表現を変えるか、誓約書を提出することを基準にするのではなく、端的に、誓約書の記載内容そのものを基準に取り込んで、例えば事業者やその役職員が、暴力団、暴力団員または暴力団員等でないこと、という基準を設けてはどうだろうか。

戸谷委員

反社会勢力の排除に関する契約を締結、誰の分を徹底するか、今のままの表現ではわからない。

坪川委員長

表現方法や基準そのものを詰めてもらいたい。

戸谷委員

2ページの10番にあるバックアップや、非常時の点検についてだが、求められていることは、バックアップは毎日行うということ。パソコンのデータを他の場所に移して保管するという。できれば静岡市から離れたところに保管する、必要な体制になっているのかなどの基準が必要である。バックアップの頻度だが、静岡市の包括外部監査人をしていたが、静岡市でも毎日バックアップしないものを業者に求めるのは、酷な気がする。重要性に応じ

てバックアップの頻度がどうなっているのか、これだけは必ず知りたい。

坪川委員長

一般的な意味での非常時の事業継続、可能性の確保ということも、基準としてあっていいと思うが、死後事務等が当然に委任契約の中の業務の中身に入ってくるようなサービスを想定しているのか、災害発生時に利用者が亡くなっているかどうかの安否確認をして、亡くなっている場合、元々の委託に基づく処理をするということは事業者側には求められることが想定される。一般的な意味での事業継続可能性の話だけを考えればいいのか、もう少し踏み込んだ検討が必要なのかというところもご意見を伺いたい。

戸谷委員

バックアップ体制を構築すれば、費用が発生する。一方で、費用対効果はない。非常時に利用者に通知を送るわけではないので、非常時の体制についてどのように考えているのかを確認するのもよいのではないかと。

事務局

基準案にある非常時については、地震台風等の自然災害や、事務所の火災、人的災害ということも考慮し、広い災害を考慮して書いた。ご指摘のとおり、現基準案では非常時の体制について、バックアップの頻度など、具体性が欠けている。

戸谷委員

基準を作っただけでは駄目。基準が守られて、内部統制の整備状況までが基準を作ること。運用状況について定期的にチェックしているのか、チェック体制はどうか、ということの方が踏み込みたい項目である。

坪川委員長

この委員会の所掌事務、参考資料6の第3条だが、認証基準について調査審議すること、認証基準に関しての議論なので、基準の中身だけでなく、その運用のあり方あるいはその運用されるときに想定される懸念点、基準自体が妥当性を失った時の見直しの望ましいあり方等についてこの委員会が何かを述べるということではできないのではないかと。

事務局

運用状況や定期的にチェックすることに関しても、意見をいただきたい。その運営状況を定期的にチェックすることに関しては、ISO9001という国際基準の、事業運営のPDCAがあるということもあり、市は認証した優良事業者認証のPDCAを見ていく必要があると考えている。



坪川委員長

後見制度等との関係はどこかで整理をしておく必要があるのではないか。この委員会の規則の終活の定義からいうと、事理を弁識する能力を有するときに本人が契約する。事理を弁識する能力がなくなるあるいは不十分になっていったら、本来、法定後見制度、保佐、補助、あるいは任意後見といったものを使ってやっていくというのが制度としては予定されているはずである。そこへの接続をきちんとしてもらうということを、基準として盛り込むかどうかを意識的に議論した上で決めるべきである。

(6) 閉会

■会議録確認署名

「令和5年度 第1回静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会会議録」  
について、内容を確認しました。

静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会 委員長

氏名(署名) 塚川 武史